

種目:介護・訓練支援用具

品目	基準単価 (単位:円)	対象		該当する障がい程度							性能	耐用年数	
		要件	年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	難病			
特殊寝台	154,000	下肢、体幹機能障害 (寝たきりの状態の者又は 自力で排尿できない者)	6歳以上	○	○						○	対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
特殊マット	19,600		3歳以上	○	○						○	床ずれの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊尿器	67,000		6歳以上	○							○	尿が自動的に吸引されるもので、障害者若しくは障害児若しくは難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	5年
入浴担架	82,400		6歳以上	○	○						○	リフト装置により障害者又は障害児が担架に乗ったままの状態の入浴できるもの	5年
体位変換器	15,000		6歳以上	○	○						○	介助者が障害児(者)又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年
移動用リフト	159,000		3歳以上	○	○						○	介護者が障害者、障害児又は難病患者等を移動させるに当たり、容易に使用できるもの。	4年
訓練いす	33,100		3歳以上 18歳以下	○	○						○	原則として付属のテーブルが付いているもの	5年
訓練用ベッド	159,200		6歳以上 18歳以下	○	○						○	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの	8年

種目：自立支援用具

品目	基準単価 (単位：円)	対象		該当する障がい程度							性能	耐用年数		
		要件	年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	難病				
入浴補助用具	90,000	平衡、体幹機能障害 (常時要介護又は入浴時 要介護)	3歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者若しくは障害児若しくは難病患者等又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
便器	4,450		6歳以上	○	○							○	手すりを付けることができ、障害者、障害児又は難病患者等が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
頭部保護帽	12,160	(1)平衡、下肢、体幹機能障害 (2)知的・精神障害	—	○	○	○	○	○	○			転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの	3年	
T字状・棒状のつえ(一本つえのみ)	3,000	平衡、下肢、体幹機能障害	—			○	○	○				十分な強度を有するもの	3年	
移動・移乗支援用具	60,000		3歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手すり、スロープ等で、障害者、障害児又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等を目的としたもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
特殊便器	151,200	(1)上肢機能障害 (2)知的障害	6歳以上	○	○							○	足踏ペダルにより温水及び温風を出せるもので、介助者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

火災警報器	15,500	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	○	○						室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの(1世帯につき2個限度)	8年
自動消火器	28,700		—	○	○					○	室内温度の異常上昇又は炎の接触で、自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの	8年
電磁調理器	41,000	視覚障害	18歳以上	○	○						対象者が容易に使用できるもの	6年
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	7,000	視覚障害	6歳以上	○	○						対象者が容易に使用できるもの	10年
聴覚障害者用 屋内信号装置	87,400	聴覚障害	18歳以上	○	○						音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年

種目：在宅療養等支援用具

品目	基準単価 (単位：円)	対象		該当する障がい程度							性能	耐用年数	
		要件	年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	難病			
透析液加温器	51,500	腎臓機能障害	—	○		○						透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ—)	40,000	人工呼吸器の装着が必要な者	—	○							○	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者、障害児又は難病患者等が容易に使用できるもの	3年
ネブライザー	36,000	呼吸機能障害	6歳以上	○		○					○	対象者又は介護者が容易に使用できるもの	5年
電気式たん吸引器	56,400	呼吸機能障害	6歳以上	○		○					○	対象者又は介護者が容易に使用できるもの	5年
酸素ポンベ運搬車	17,000	呼吸機能障害 (医療保険における在宅酸素療法を行うもの)	—	○		○						対象者又は介護者が容易に使用できるもの	10年
盲人用体温計 (音声式)	9,000	視覚障害 (盲人のみ世帯及びこれ	—	○	○							対象者又は介護者が容易に使用できるもの	5年
盲人用体重計	18,000	に準ずる世帯)	—	○	○							対象者又は介護者が容易に使用できるもの	5年

種目：情報・意思疎通支援用具

品目	基準単価 (単位:円)	要件	年齢	該当する障がい程度							性能	耐用年数	
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	難病			
携帯用会話補助装置	98,800	音声言語機能障害	6歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	5年
情報・通信支援用具	100,000	上肢・視覚障害	—	○	○							情報機器を使用する際に必要な周辺機器、ソフト等	5年
点字ディスプレイ	383,500	視覚障害	—	○	○							文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字タイプライター	63,100	視覚障害	6歳以上	○	○							対象者が容易に使用できるもの	5年
点字器	10,700	視覚障害	6歳以上	○	○	○	○	○	○			点字を打つための用具で、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	7年
点字図書	点字図書相当額	視覚障害	6歳以上	○	○						○	月刊誌や雑誌を除く点字図書	—
視覚障害者用ポータブルレコーダー (録音再生機)	85,000	視覚障害	6歳以上	○	○							音声等により操作ボタンを知覚又は認識可能であって、容易に使用できるもので、次のいずれかに該当するもの	6年
視覚障害者用ポータブルレコーダー (再生機)	35,000	視覚障害	6歳以上	○	○							①DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能なもの ②DAISY方式により記録された図書の再生が可能なもの	
盲人用時計	10,300 (触読)	視覚障害	18歳以上	○	○							解読又は音声案内により、現在時刻等の確認ができるもの	10年
	13,300	視覚障害	18歳以上	○	○								

	(音声)											
視覚障害者用活字 文書読上げ装置	115,000	視覚障害	6歳以上	○	○						文字情報と同一紙面上に記載された、当該文字 情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に 変換して出力する機能を有するもので、視覚障害 者又は障害児が容易に使用できるもの	6年
視覚障害者用拡大 読書器	198,000	視覚障害	6歳以上	○	○						画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に 置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモ ニターに映し出せるもの	8年
聴覚障害者用通信 装置	128,000	聴覚・音声言語機能障害	6歳以上	○	○	○	○	○	○		一般の電話に接続することができ、音声の代わり に文字等により通信が可能なもので、障害者又 は障害児が容易に使用できるもの	5年
聴覚障害者用情報 受信装置	88,900	聴覚障害	—	○	○	○	○	○	○		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者及び障害 児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳 の映像を合成したものを画面に出力する機能を 有し、かつ、災害時の聴覚障害者及び障害児向 け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者又は 障害児が容易に使用できるもの	6年
人工喉頭	72,200	咽頭摘出者	—	○	○	○	○				顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音 源を口くう内に導き構音化するもの(電動式)	5年
福祉電話	83,300	聴覚障害又は外出困難 (難聴者のみ世帯及びこ れに準ずる世帯)	6歳以上	○	○						障害者又は障害児が容易に使用できるもの	
ファックス	7,700	聴覚・音声言語機能障害 (難聴者のみ世帯及びこ れに準ずる世帯)	6歳以上	○	○	○					障害者又は障害児が容易に使用できるもの	

種目：排泄管理用具、居宅生活動作補助用具

品目	基準単価 (単位：円)	要件	年齢	該当する障がい程度							性能	耐用年数
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	難病		
ストーマ装具	蓄便袋8,900	ストーマ造設	3歳以上	○	○	○	○	○	○		寝た状態のまま又は座位のまま利用できる泌尿器と蓄尿袋が一式になっているもの	一回の申請 で最高6か月 分
	蓄尿袋11,700		3歳以上	○	○	○	○	○	○			
収尿器	8,500		3歳以上	○	○	○	○	○	○			
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	12,000	高度の排便機能障害 高度の排尿機能障害 脳原性運動機能障害 かつ意思表示困難	3歳以上	○	○	○	○	○	○		排泄にあたり必要とするもので、下記に掲げるもの ①紙おむつ ②洗腸用具 ③サラシ ④ガーゼ ⑤尿とりパッド ⑥おしり拭き ⑦保湿剤	
居宅生活動作補助用具	200,000	下肢、体幹機能障害 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害に限る	6歳以上 65歳未満	○	○	○					住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。 (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	原則1回限り